

障害者への差別解消 法施行向け基本方針決定（政府）

政府は2月24日の閣議で、障害者差別解消法の基本方針を決定した。同法は2013年6月に成立。2016年度の施行に向け、まず国が方針を示すことになっており、素案は障害者らが委員を務める内閣府の障害者政策委員会が作った。今後これを基に各省庁は指針づくりに臨む。

差別解消法の制定は、障害者権利条約を批准するための国内法整備の一つ。改正障害者基本法に盛り込んだ差別禁止の基本原則を具体化する法律になる。

基本方針は、公共施設や交通機関ほか通信、医療、教育など、さまざまな分野での障害者差別を禁止。障害者に合理的配慮を提供するよう義務付けるなど、法の趣旨や運用のあり方を示している。

ただ、差別解消法では、差別禁止の法的義務を官民ともに負うのに対し、合理的配慮の提供については行政機関が義務、民間事業者は努力義務という違いがある。この点では、国の基本方針を基に、行政機関は職員に対応を徹底するため要領を作成。また

各省庁は事業分野ごとに対応指針を作ることで、民間事業者の取り組みを促す。

基本方針は、具体的にどのような対応が必要か差別解消法の考え方を示している。例えば、障害を理由にサービス提供や入店を拒否してはならない。また、窓口で手話や筆談に応じる、段差にスロープを渡して乗車や入店を手伝う、障害特性に応じ休憩時間を設ける、といった合理的配慮が求められる。障害者が受ける制限は、障害だけによるものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することで生じるものという発想で、今後、各指針でより詳しい事例などが示される予定だ。

障害者らの意見が反映された特徴的な点としては、女性障害者は障害に加えて女性であることによって複合的に困難な状況に置かれること、障害児には成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意すると明記したことなどが挙げられる。

（福祉新聞・第2706号 2015年3月2日）

お知らせ

第42回日本リハビリテーション工学協会 車いす SIG 講習会 in 浜松

日 程: 2015年8月1日(土)・2日(日)
主 催: 日本リハビリテーション工学協会、車いす SIG
共 催: 一般社団法人日本車椅子シーティング協会(予定)

会 場: アクティシティコンgresセンター(静岡県浜松市中区板屋町111-1)

プログラム: コース選択制、各コース定員26名。*定員になり次第受け付け終了。

Aコース: 活動性を意識した車椅子シーティングを考える」/Bコース: 高齢者・片麻痺者の生活に『活きる』車椅子を考える」/Cコース: 移乗・姿勢・移動を知って適合の実践を考える～車椅子の選択と生活・人生～

参加費: テキスト代金を含みます。①日本リハビリテーション工学協会会員、日本車椅子シーティング協会加盟企業の方、学生、広告掲載企業の方、車いす利用者およびそのご家族(常時専任介助

者): 車いす SIG 会員 12,000円、車いす SIG 非会員 14,000円。②車いす SIG 講習会協賛団体会員: 車いす SIG 会員 14,000円、車いす SIG 非会員 16,000円。③上記以外の方: 車いす SIG 会員 20,000円、車いす SIG 非会員 20,000円。

申し込み方法: 講習会情報詳細を5月中旬頃、下記ホームページに掲載後、受け付け開始予定です(車いす SIG 会員の優先受け付け期間あり)。申し込み書をプリントアウトのうえ、Faxにてお申し込みください。なお参加費は事前振込制です。申し込み書受取後参加費請求書をお送りします。

申し込み先: 車いす SIG 講習会事務局(担当: 深野栄子)
〒235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田2-7-20
Tel: 045-352-8165 Fax: 045-352-8166
<http://www.wheelchair-sig.jp>